5　令第二十五条第一項各号に掲げる防火対象物の階が次の各号のいずれかに該当するときには、当該階に避難器具を設置しないことができる。

一　令別表第一(一)項から(八)項までに掲げる防火対象物にあつては次のイからヘまでに、同表(九)項から(十一)項までに掲げる防火対象物にあつては次のイ、ニ、ホ及びヘに、同表(十二)項及び(十五)項に掲げる防火対象物にあつては次のイ、ホ及びヘに該当すること。

イ　特定主要構造部を耐火構造としたものであること。

［ロ～ヘ　略］

二　次のイ及びロに該当すること。

イ　特定主要構造部を耐火構造としたものであること。

［ロ　略］

三　次のイからニまでに該当すること。

イ　特定主要構造部を耐火構造としたものであること。

［ロ～ニ　略］

［6　略］

7　令第二十五条第一項第三号及び第四号に掲げる防火対象物の階（令別表第一(一)項及び(四)項に掲げる防火対象物の階を除く。）が、特定主要構造部を耐火構造とした建築物の次の各号に該当する屋上広場の直下階であり、かつ、当該階から当該屋上広場に通ずる避難階段又は特別避難階段が二以上設けられている場合には、当該階には避難器具を設置しないことができる。

［一～三　略］

（誘導灯及び誘導標識を設置することを要しない防火対象物又はその部分）

第二十八条の二　［略］

2　令第二十六条第一項ただし書の総務省令で定めるものは、通路誘導灯については、次の各号に定める部分とする。

［一～四　略］

五　令別表第一(一)項から(十六の三)項までに掲げる防火対象物の階段又は傾斜路のうち、建築基準法施行令第百二十六条の四第一項に規定する非常用の照明装置（次条において「非常用の照明装置」という。）（消防庁長官が定める要件に該当する防火対象物の乗降場（地階にあるものに限る。）に通ずる階段及び傾斜路並びに直通階段に設けるもの（消防庁長官が定めるところにより蓄光式誘導標識が設けられている防火対象物又はその部分に設けられているものを除く。）にあつては、六十分間作動できる容量以上のものに限る。）が設けられているもの

［3　略］

5　［同上］

一　［同上］

イ　主要構造部を耐火構造としたものであること。

［ロ～ヘ　同上］

二　［同上］

イ　主要構造部を耐火構造としたものであること。

［ロ　同上］

三　［同上］

イ　主要構造部を耐火構造としたものであること。

［ロ～ニ　同上］

［6　同上］

7　令第二十五条第一項第三号及び第四号に掲げる防火対象物の階（令別表第一(一)項及び(四)項に掲げる防火対象物の階を除く。）が、主要構造部を耐火構造とした建築物の次の各号に該当する屋上広場の直下階であり、かつ、当該階から当該屋上広場に通ずる避難階段又は特別避難階段が二以上設けられている場合には、当該階には避難器具を設置しないことができる。

［一～三　同上］

（誘導灯及び誘導標識を設置することを要しない防火対象物又はその部分）

第二十八条の二　［同上］

2　［同上］

［一～四　同上］

五　令別表第一(一)項から(十六の三)項までに掲げる防火対象物の階段又は傾斜路のうち、建築基準法施行令第百二十六条の四に規定する非常用の照明装置（次条において「非常用の照明装置」という。）（消防庁長官が定める要件に該当する防火対象物の乗降場（地階にあるものに限る。）に通ずる階段及び傾斜路並びに直通階段に設けるもの（消防庁長官が定めるところにより蓄光式誘導標識が設けられている防火対象物又はその部分に設けられているものを除く。）にあつては、六十分間作動できる容量以上のものに限る。）が設けられているもの

［3　同上］